

○薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱（平成30年薩摩川内市告示第56号）第2条の表に掲げる小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定するし尿を処理する浄化槽であって、BOD除去率65パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり90ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (4) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しないものをいう。

(補助事業等の要件)

第3条 補助金に係る補助事業等は、次に掲げる区域をそれぞれ除く市内全域において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する事業でなければならない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）第3条第4項及び同条第5項の表の右欄に掲げる処理区域

(3) 薩摩川内市地域下水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第280号）第2条に規定する処理区域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置等の届出をせず、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請及び確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 販売目的で、小型合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者

(3) 専用住宅を借りている者で、貸主の承諾を待たずに小型合併処理浄化槽を設置する者

(4) 国、県及び市の施設並びにこれらに準ずる施設において小型合併処理浄化槽を設置する者

（補助金の額等）

第4条 前条の規定において補助金の交付対象となる経費は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、設置する小型合併処理浄化槽の人槽区分による補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

2 前項の規定にかかわらず、既設の単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に設置替えする（建築物の建て替えによる場合を除く。）者に対する補助金の額は、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じた場合には10万円を、さらに、設置替えに伴い、宅内配管工事に要する費用が生じた場合には30万円又は宅内配管工事に要した経費のうち少ない額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）を、前項に定める額にそれぞれ加えた合計金額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、既存の汲取り式トイレから小型合併処理浄化槽に設置替えする（建築物の建て替えによる場合を除く。）者に対する補助金の額は、設置替えに伴い、宅内配管工事に要する費用が生じた場合には10万円又は宅内配管工事に要した経費のうち少ない額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）を、第1項に定める額に加えた合計金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に添えて提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
 - (2) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
 - (3) 工事費見積書の写し
 - (4) 貸主の承諾書(専用住宅を借りている者に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第3条第1項の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 変更工事費見積書の写し
- (3) 浄化槽変更届出書の写し

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助事業者等は、補助事業等の工事完了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に添えて提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事完了届(様式第5号)
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者等が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、

自ら行うことができることを証明する書類)

- (4) 浄化槽の施工に関する写真
 - (5) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 生活排水処理率
- (2) 本市における小型合併処理浄化槽設置基数
(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、小型合併処理浄化槽の適正な維持管理及び保守点検に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、水道局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、令和4年度において検討を行い、その結果に基づいて、令和5年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 補助金の申請等にあたり、廃止した薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年薩摩川内市告示第132号)に定めた様式によりなされたものは、規則並びにこの要領に定めた様式によるものとみなす。
- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、専用住宅の新築に伴う小型合併処理浄化槽の新設に係る事業(市長がやむを得ないと認めた既設の小型合併処理浄化槽を更新する事業を含む。)にあつては、当該小型合併処理浄化槽の人槽区分及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

人槽区分	補助金額
5人槽	166,000円
6～7人槽	207,000円
8～10人槽	274,000円

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日決裁）
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

㊟

補助金交付申請書

年度において、小型合併処理浄化槽を設置するため薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 浄化槽設置届出書の写し
 - (3) 工事費見積書の写し
 - (4) 専用住宅を借りている者は、貸主の承諾書
 - (5) その他

様式第2号（第5条、第7条関係）

事業（変更）計画書

設 置 場 所	薩摩川内市
認 定 番 号	
製 造 業 者	
容 量	人槽
事 業 費	一金 円
工 事 着 手 (予 定) 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日
住 宅 の 形 態	1 個人住宅 2 集合住宅 (世帯)
	1 本人所有 2 共有 () 人 3 賃借
	1 新築住宅 2 既存住宅
	1 一般住宅 (延べ床面積 m ²) 2 店舗等併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m ²) (その他の延べ床面積 m ²) (店舗等の種類)
既存住宅の現行の し尿の処理区分	1 汲取り式トイレ 2 単独処理浄化槽 3 小型合併処理浄化槽 4 下水道等
放 流 先	1 側溝 2 河川 3 湖沼 4 海域 5 その他 ()

※ 選択を要する欄においては、該当する番号に○印を付けること。

※ 現在居住している住宅（借家・アパート等を含む）のし尿処理区分は、住宅を新築する場合であっても、該当する番号に○印を付けること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

補助金変更等承認申請書

年 月 日付け薩摩川内市指令下水第 号で通知を受けた
薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に関し、下記のとおり変更し
たいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変更等内容

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の中止
- (3) 補助事業の廃止

2 変更等の理由

3 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 変更工事費見積書の写し
- (3) 浄化槽変更届出書の写し

※ 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、添付書類を省略できる。

薩摩川内市長 様

補助対象者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

実績報告書

年 月 日付け薩摩川内市指令下水第 号で通知を受けた
薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、補助事業の工事が
完了したので、下記のとおり添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 浄化槽工事完了届出書
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約の写し（補助事業者等が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類）
- (4) 浄化槽の施工に関する写真
- (5) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (6) その他

----- 以下の欄には記入しないでください -----

<p>小型合併処理浄化槽設置確認書</p> <p>次のとおり現場確認を終了しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">確認者</td> <td style="width: 20%;">職</td> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>立会人</td> <td>職</td> <td>氏 名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">薩摩川内市長 様</p>				確認者	職	氏 名	印	立会人	職	氏 名	印
確認者	職	氏 名	印								
立会人	職	氏 名	印								

薩摩川内市長 様

浄化槽工事完了届

次のとおり浄化槽工事が完了しましたので、届け出ます。

記

設置場所	薩摩川内市
工事完了年月日	年 月 日
浄化槽工事業者	住所 氏名 ㊟ 県知事登録・届出第 号
浄化槽設備士	氏名 ㊟